

小牧市中小企業次世代産業設備等導入補助金

次世代産業の分野における製品の開発、生産等を行うために新たな設備等を導入する市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する中小企業者

- ・市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・市税の滞納のない方

※「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者をいいます。

※暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなると認めるときは、補助金を交付しません。

2 補助対象事業

市内に所在する事業所に設置するため、次世代産業に係る製品の開発、生産等を行うための設備等を取得するもので、その取得に要する経費（補助対象経費）が 1 設備等当たり 1,000 万円以上の事業

※「次世代産業」とは、航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿等の分野に係るものをいいます。詳しくは、「9 次世代産業とは？」を参照してください。

※取得する設備等が次世代産業に該当していたとしても、補助対象として認められるものではありません。取得する設備等から開発、生産等される製品が次世代産業に該当している必要があります。

※補助対象の該当の可否については、外部委員による審査委員会によって審査されます。

※市が実施する「小牧市高度先端産業立地促進補助金」、「小牧市企業立地促進補助金」及び「小牧市内企業再投資促進補助金」を受けた又は受ける予定の事業で取得した設備等は、補助対象となりません。

※中古品、リース契約に基づき取得するもの、複数の事業者で共同所有するもの、完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいいます。）とその子会社の間で売買に基づき取得するもの、既存の設備等の老朽化等に伴う更新のために取得するその設備等と同等のものは、補助対象となりません。

3 補助対象経費

補助対象事業に係る経費のうち、設備等の購入代金、運搬費及び据付工事費

※消費税及び地方消費税相当額、振込手数料等を除きます。

4 補助金の額

補助対象経費の 10 分の 1（100 円未満切り捨て）

5 限度額

1 補助対象者につき 1 年度当たり 1,000 万円

6 申請方法

- (1)「小牧市中小企業次世代産業設備等導入補助金交付認定申請書（様式第 1）」に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の着手前（設備等の発注、契約等の前）までに提出してください。

- 登記事項証明書
- 貸借対照表、損益計算書及び営業報告書又はこれらに準ずるもの（直近 3 事業年度分）
- 設備等の導入に係る経費の見積書（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）
- 導入する設備等の規格が記載された資料（カタログなど）
- 設備等を設置する前の状態を示す写真
- 市税の滞納がないことを証する書類（申請日以前 1 年間において納期の到来した小牧市法人市民税及び固定資産税（土地・家屋）の納税証明書又は領収書の写し）
- その他市長が必要と認める書類

- (2) 審査委員会による審査等の結果、補助対象事業として認定された場合は、小牧市から認定通知書を送付します。（※不認定の場合は、不認定通知書を送付します。）

- (3)「小牧市中小企業次世代産業設備等導入補助金交付申請書（様式第 7）」に次に掲げる書類を添付して、①補助対象事業に係る設備等の設置が完了した日、②補助対象経費の支払を終えた日、③補助金の認定の決定を受けた日（※認定内容の変更等の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）又は④補助金の認定の決定に付された“交付予定年度”の 4 月 1 日のいずれか遅い日から起算して 30 日以内に提出してください。

- 設備等の設置等の状態を示す写真
- 設備等の設置等に係る契約書の写し
- 補助対象経費に係る請求書の写し（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）
- 補助対象経費に係る領収書の写し
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証する書類（申請日以前 1 年間において納期の到来した小牧市法人市民税及び固定資産税（土地・家屋）の納税証明書又は領収書の写し）
- その他市長が必要と認めるもの

7 備 考

- 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。

- ・補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において、企業名等を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

8 申請書類等のダウンロード

ホームページ（小牧市公式ホームページ ⇒ 事業者の方へ ⇒ 次世代産業関係 ⇒ 次世代産業関係の補助制度 より該当のページ）をご覧ください。



URL <http://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chiikikassei/kigyouricchi/1/nextgeneration/hojo/7138.html>

9 次世代産業とは？

次世代を担う新たな成長産業と考えられる産業に係る分野のことです。
小牧市では、愛知県の補助制度等の対象分野の考え方を参考に、航空宇宙、次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿などの分野に係るものを次世代産業と位置づけています。

【次世代産業に係る製品の例示など】

航空宇宙（例示）

- ・航空機の機体やエンジン、宇宙機器、ロケットなど
- ・上記の関連部品など

次世代自動車（例示）

- ・ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）など
- ・上記の関連部品など

環境・新エネルギー（例示）

- ・環境に配慮した製品、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減に寄与するものなど（太陽光発電、風力発電、波力発電、地熱発電、水素エネルギーシステム、燃料電池などの関連部品など）

ロボット（例示）

- ・産業用ロボット、協働ロボットなど
- ・上記の関連部品など

情報通信（例示）

- ・半導体製造装置や搬送装置などの半導体の製造に係るものなど

健康長寿（例示）

- ・医療機器、再生医療等製品、特定保健用食品、機能性表示食品など

※データや数値などを用いて「健康長寿」に寄与することを科学的かつ客観的に説明していただく必要があります。

【問い合わせ先】

小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地（小牧市役所本庁舎3階）

TEL：0568-76-1135（直通）

FAX：0568-75-8283

E-MAIL：kigyosuishin@city.komaki.lg.jp